

小学校作業部会基礎資料

令和8年2月26日時点版

初等中等教育局教育職員政策課

<小学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	16
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		2	2
計		59	37

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で55単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び情報通信技術 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	18～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	10～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む） 	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2
合計単位（目安）		35～

※単位数と事項の詳細は今後小学校作業部会で検討を行う。
※介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中
に含める形での再構造化を検討

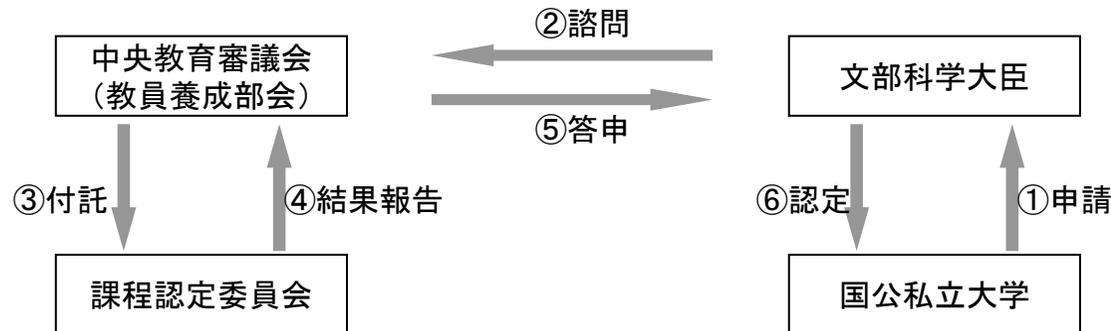
教育職員免許法施行規則第三条表備考(抜粋)

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表(表の部分に限る。)を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。)の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)(第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。)についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

課程認定制度の概要①

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

3. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等

（参考） 過去認められた例）

- 中高一種免(国語)：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免(英語)：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免(技術)：デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例)

- 中高一種免(保健体育)：経営系学科
- 中一種免(社会)：心理系学科
- 高一種免(地理歴史)：法学系学科

※手引P166の相当性基準の解説参照

4. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)

・審査の観点：学科等の名称・設置理念、学位・学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目履修の位置付け 等

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例①

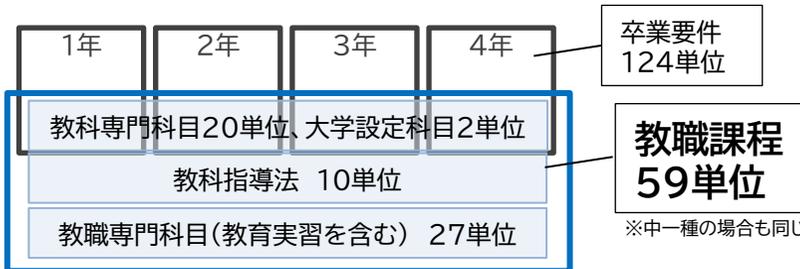
現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な学修(心理学科等)

教職課程
(小学校一種免許の場合)



- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

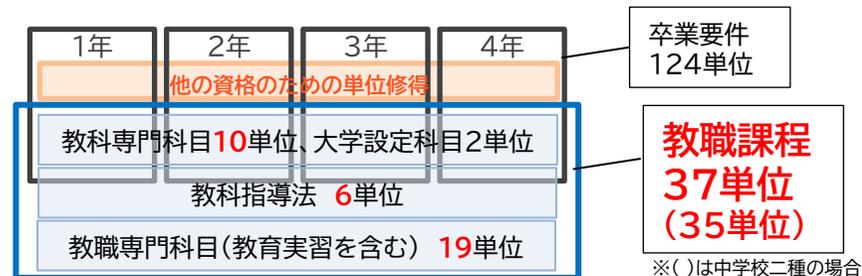
改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ

学科等の専門的な学修(心理学科等)

教職課程
(小学校二種免許の場合)



●教職課程の設置要件

専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること等

教職

×

強み・専門性

※心理、福祉、障害児発達支援、日本語指導、データ活用、グローバル感覚等

※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例②

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



●留学によるグローバル感覚・語学力等の育成との両立



●他の資格等の取得との両立



特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例の認定状況①

○令和7年度申請において認定された大学① 強み：福祉

淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科 福祉教職コース

- 当該学部学科等の「強み・専門性」である福祉学科における「社会福祉士資格」（国家試験受験資格）と、小二種免を組み合わせた学位プログラムを構成し、教育と社会福祉の専門性を持ち、児童一人一人に向き合い、児童のウェルビーイングを目指す教師の養成を行う。
- 地元教育委員会にヒアリングを実施して設置を検討。
- 卒業に必要な単位数は、147単位以上。

1年	2年	3年	4年	
	学科等の専門的な学修 (福祉学科における「社会福祉士資格」に関する学修)			学科等の専門的な学修 103単位 (「社会福祉士資格」に関する学修70単位、 卒業必修の科目を含む。)
	(施行規則第66条の6に定める科目)			
	教科専門科目 10単位			教職課程(小学校二種免許) 44単位 (・小学校二種免許の科目は、選択科目として、 卒業要件に参入可能。)
	教科指導法 6単位			
	教職専門科目(教育実習を含む) 28単位			
計 147単位				

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例の認定状況②

○令和7年度申請において認定された大学② 強み：幼児教育＋心理

福岡県立大学 人間社会学部 人間形成学科

○当該学部学科等の「強み・専門性」である「心理学に精通した幼稚園教諭を養成する「子ども心理教育支援プログラム」と、特支二種免を組み合わせた教育プログラムを構成し、就学前からの教育・心理発達を踏まえた特別支援学校教諭、特別な支援を要する子どもへの対応と心理的支援の知識や方法を身に付けた幼稚園教諭の養成を行う。

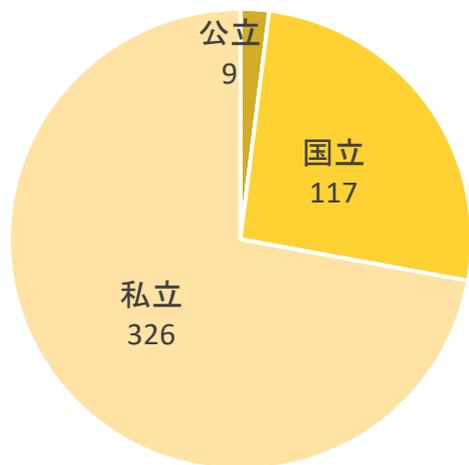
○地域や学校における課題等を踏まえて設置を検討。

○卒業に必要な単位数は、155単位以上。

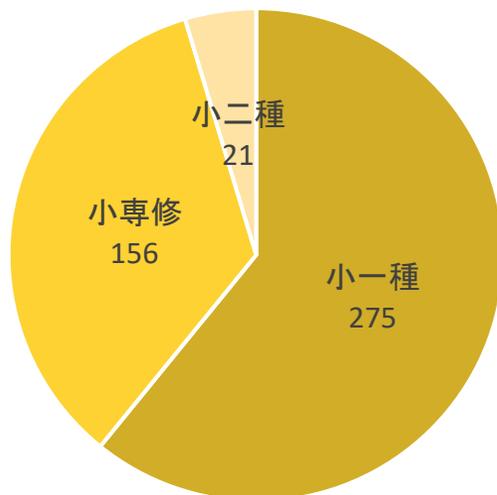
1年	2年	3年	4年		
学科等の専門的な学修等 幼稚園一種免許状に関する科目60単位 ※施行規則第66条の6科目を含む				「子ども心理教育支援プログラム」 学科等の専門的な学修 139単位 (「幼稚園一種免許状に関する科目」60単位 「認定心理士資格」に関する学修32単位 卒業必修の科目を含む。)	計 155単位
学科等の専門的な学修② (「認定心理士資格」に関する学修)32単位					
特別支援に関する科目16単位				教職課程(特別支援教諭二種免許) 16単位 (・特別支援教諭二種免許の科目は、選択科目として卒業要件に参入可能。)	

小学校教職課程(計452課程)の内訳

国公私の割合



免許種の割合



学校種ごとの設置課程数の比較
(合計: 18,155課程)

